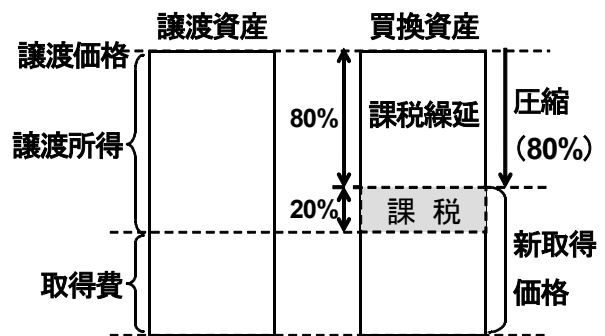


## 平成19年度税制改正 土地関連税制結果概要

国土交通省土地・水資源局  
総合政策局

### 特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（所得税、法人税）

企業の土地等の買換えを活用した新規事業展開や事業拠点の再編を支援することで、都市再生・地域再生、企業による事業再構築を促進し、経済活性化、土地の有効利用を図る観点から、長期（10年超）保有の土地、建物等を譲渡し、国内にある土地、建物、機械装置等買い換えた場合の特例措置を2年（平成20年12月31日まで）延長する。



○所得税・法人税：譲渡所得の課税繰延・買換資産の圧縮記帳（80%）

### 特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除制度の延長（所得税、法人税、個人住民税）

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置を2年（平成20年12月31日まで）延長する。

○所得税・法人税：1,500万円特別控除

《制度の適用要件》

①一団の宅地の造成に関する事業

【要件】開発面積5ha以上、開発許可、公共施設率30%以上、公募等

②土地区画整理事業として行われる宅地造成事業

【要件】開発面積5ha以上、公募等

③一団の住宅建設に関する事業

【要件】都市計画区域内、建設戸数50戸以上、床面積50㎡～200㎡、公募等

### 不動産証券化推進のための特例措置の延長（不動産取得税）

不動産の証券化を推進することにより、不動産の流動化や有効利用、経済の活性化を促進する観点から、Jリート・SPCの不動産取得税の課税標準の特例措置（2/3控除）を2年（平成21年3月31日まで）延長する。